

保管場所使用権原疎明書面(自認書)の記載例

青森県警察

留意事項

- この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う保管場所が自己保有の場合に作成するのです。
- 証明申請とは、自動車を運輸支局に登録する場合に必要な自動車保管場所証明申請書のことです。
- 届出とは、「軽自動車」を新たに取得した場合、又は既に車庫証明書の交付を得た自動車の保管場所及び届出済みの軽自動車の保管場所を、更に変更した場合に行う自動車保管場所届出のことです。

いずれか、該当する項目に○印をつけてください。

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

証明申請・届出 に係る保管場所は、私の所有する 土地 建物 であることに間違いありません。

警察署長 殿

〇〇△△年 〇〇月 〇〇日

住 所 青森市本町三丁目△-△

(フリガナ) アオモリ タロウ

氏 名 青 森 太 郎

電話 (017) 777局 1234番

記入上の注意

- 1 保管場所である土地・建物の両方が自己所有の場合は、「土地」「建物」の両方に○印をする。
- 2 保管場所である土地が自己所有の場合は、「土地」に○印をする。
- 3 保管場所が車庫として築造(建物の上下を含む)され、かつ、築造された車庫が自己所有の場合は「建物」に○印をする。※カーポート等を除く
- 4 共有の場合は、「自認書」のほかに、他の共有者全員の承諾証明書を添付してください。
(自認書の余白に記載できる場合は、その部分に連記することができます。)

- 備考
- 1 氏名にはフリガナを付けてください。
 - 2 保管場所証明の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
 - 3 土地・建物については、どちらか当てはまる方(両方に当てはまる場合は両方)に○を付けてください。